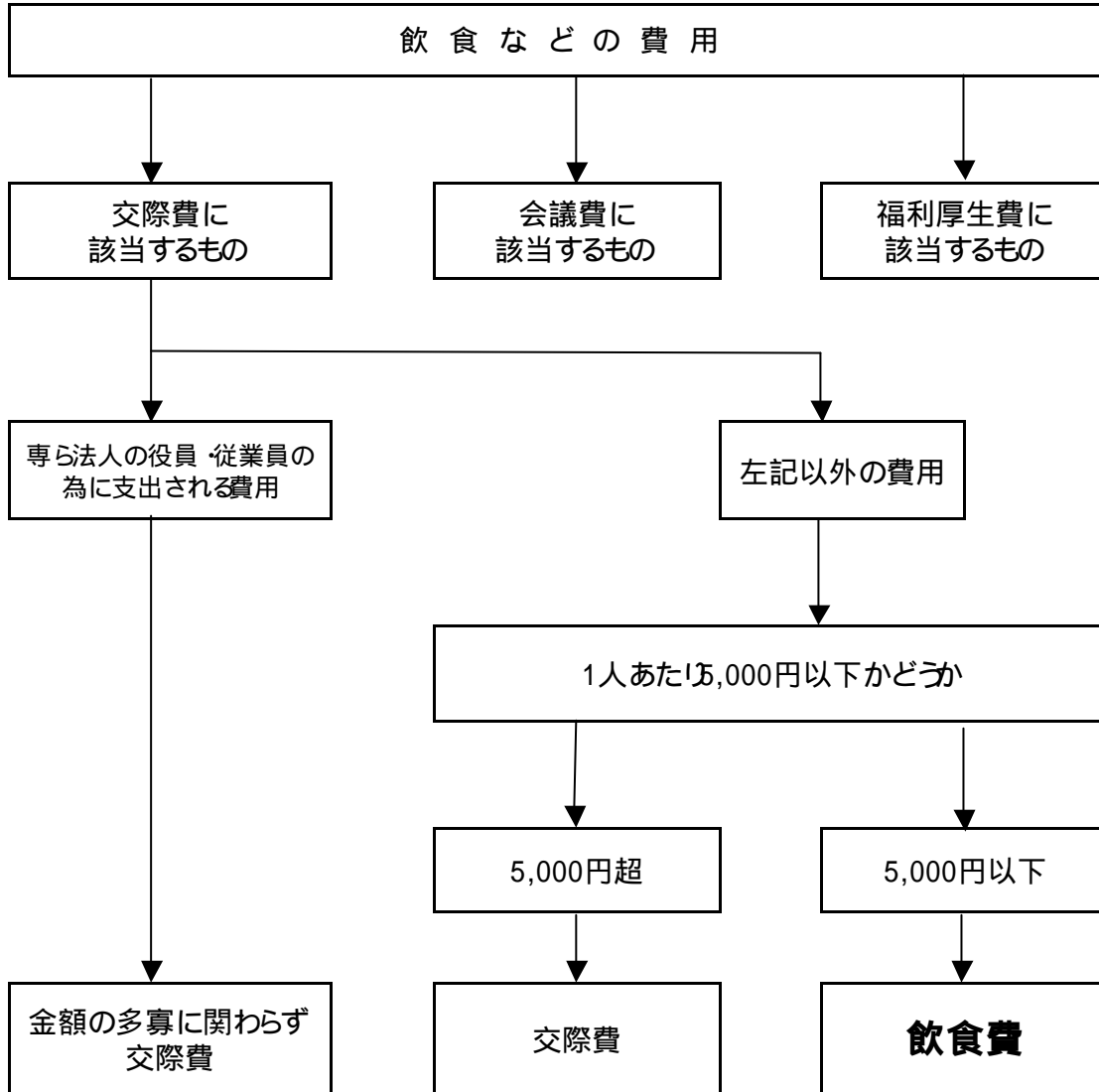


(4月1日以降開始事業年度より)

飲食その他これに類する行為の為に支出する費用のうち
一定条件以下の金額は交際費から除かれるようになりました。



飲食費などの金額が1回1人あたり5,000円以下であることが条件なので
請求書・領収書以外に

- 1.接待の目的
- 2.相手先の名称
- 3.接待の席に参加した人数 が判明出来る記録が 必要となります